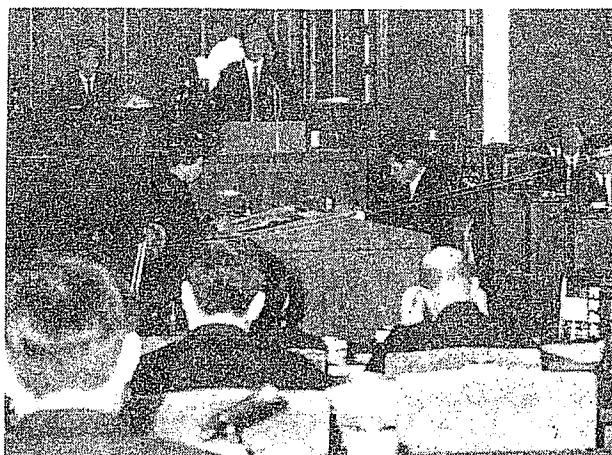


12月3日発行 (定価5円)

No. 284-1968

昭和26年7月6日第三種郵便物認可
発行所・会津若松市役所
発行人・松善夫
編集・総務部市長公室広報係

市政だより



新機構を可決した臨時市議会

新機構は、これまでの市長部局五部一室十九課四所一校一宿舎、出先機関十九から、五部二室十五課一所出先機関十六に変わりました。そのうち、市長

この改正によって、新たに市長公室、行政課、観光企業課、清掃課などが設置されました。市長部局は、従来の秘書課と企画課開発課とを合併させたものです。また、市長

さきに市が、行政機構改革審議委員会（高橋直善委員長）から答申を受けていた「市行政機構改革の再編成案」が、十一月二十五日午後一時から開かれた臨時市議会に上程され、可決されました。新機構は、市長部局が中心に進められ、新体制は十二月一日から実施されました。

市長公室・清掃課などを新設

十一月一日からスタート

行政機構を改革

5部19課から5部15課に

として保存しましょう

自動車学校、若松城管理事務所、国民宿舎あいづ莊などは観光課とともに、新しく觀光企業課としてスタートしました。中でも、都市の発展と都

市美化の両面を考え合わせて、清掃行政を強化するためには、清掃課が新設されているのが特色です。

なお、新しい市の機構、各部課配置図は、五六面に掲載しました。各部課の仕事の内容は次のとおりです。

各部課のじごと

△総務部▽

△総務部▽

市長公室

市長及び助役の秘書に關すること。(2)儀式、礼式及び褒賞に關すること。(3)涉外事務に關すること。(4)市長会に關すること。(5)市長及び助役の事務引継に關すること。

(1)市広報紙の編集及び發行に關すること。(2)視聴覚広報に關すること。(3)市政資料の集成及び編さんに関すること。(4)その他広報に關すること。

(7)交通災害共済に関すること。(8)交通災害の相談に關すること。(9)防犯灯に關すること。

行政課

行政課

(1)公印に關すること。(2)市議会及び議案に關すること。(3)条例、規則等の制定改廃に關すること。(4)文書の審査に關すること。(5)文書の净書、校合及び収發に關すること。(6)条例規則等の公布及びその他公示に關すること。(7)条例規則の編さん及び発行に關すること。(8)帳票に關すること。(9)訴願、訴訟に關すること。(10)法規類の整理保管に關すること。(11)書庫の管理及び調整に關すること。(12)掲示場の管理に關すること。(13)支所連絡所の事務連絡及び調整に關すること。(14)宗教人に關すること。(15)私立学校に關すること。(16)私部内他の課係に屬しないこと。

(1)職員の任免、給与、分限懲戒その他勤務条件に關すること。(2)職員の定期及び現員に關すること。(3)職員个体に關すること。(4)職員の研修及び福利厚生に關すること。(5)組織機構に關すること。(6)事務改善及び能率向上に關すること。

企画係 秘書係

(1)市長及び助役の秘書に關すること。(2)儀式、礼式及び褒賞に關すること。(3)涉外事務に關すること。(4)市長会に關すること。(5)市長及び助役の事務引継に關すること。

(1)市広報紙の編集及び發行に關すること。(2)視聴覚広報に關すること。(3)市政資料の集成及び編さんに関すること。(4)その他広報に關すること。

(1)職員の任免、給与、分限懲戒その他勤務条件に關すること。(2)職員の定期及び現員に關すること。(3)職員个体に關すること。(4)職員の研修及び福利厚生に關すること。(5)組織機構に關すること。(6)事務改善及び能率向上に關すること。

(1)公聴に關すること。(2)陳情等の処理に關すること。(3)府内案内に關すること。(4)区長に關すること。(5)交通安全の連絡及び調整に關すること。

市民相談係

人事係

(1)市の総合開発計画及び調査に關すること。(2)市議会に關すること。(3)公害対策の調整に關すること。(4)会津若松開発公社に關すること。(5)長期的政策の立案に關すること。(6)災

近増大する行政事務を総合的に行なうとともに、に広域行政構造の再構造を強化を強く推進するためには、組み入れること。

(1)公聴に關すること。(2)陳情等の処理に關すること。(3)府内案内に關すること。(4)区長に關すること。(5)交通安全の連絡及び調整に關すること。

(1)職員の任免、給与、分限懲戒その他勤務条件に關すること。(2)職員の定期及び現員に關すること。(3)職員个体に關すること。(4)職員の研修及び福利厚生に關すること。(5)組織機構に關すること。(6)事務改善及び能率向上に關すること。

(1)公聴に關すること。(2)陳情等の処理に關すること。(3)府内案内に關すること。(4)区長に關すること。(5)交通安全の連絡及び調整に關すること。

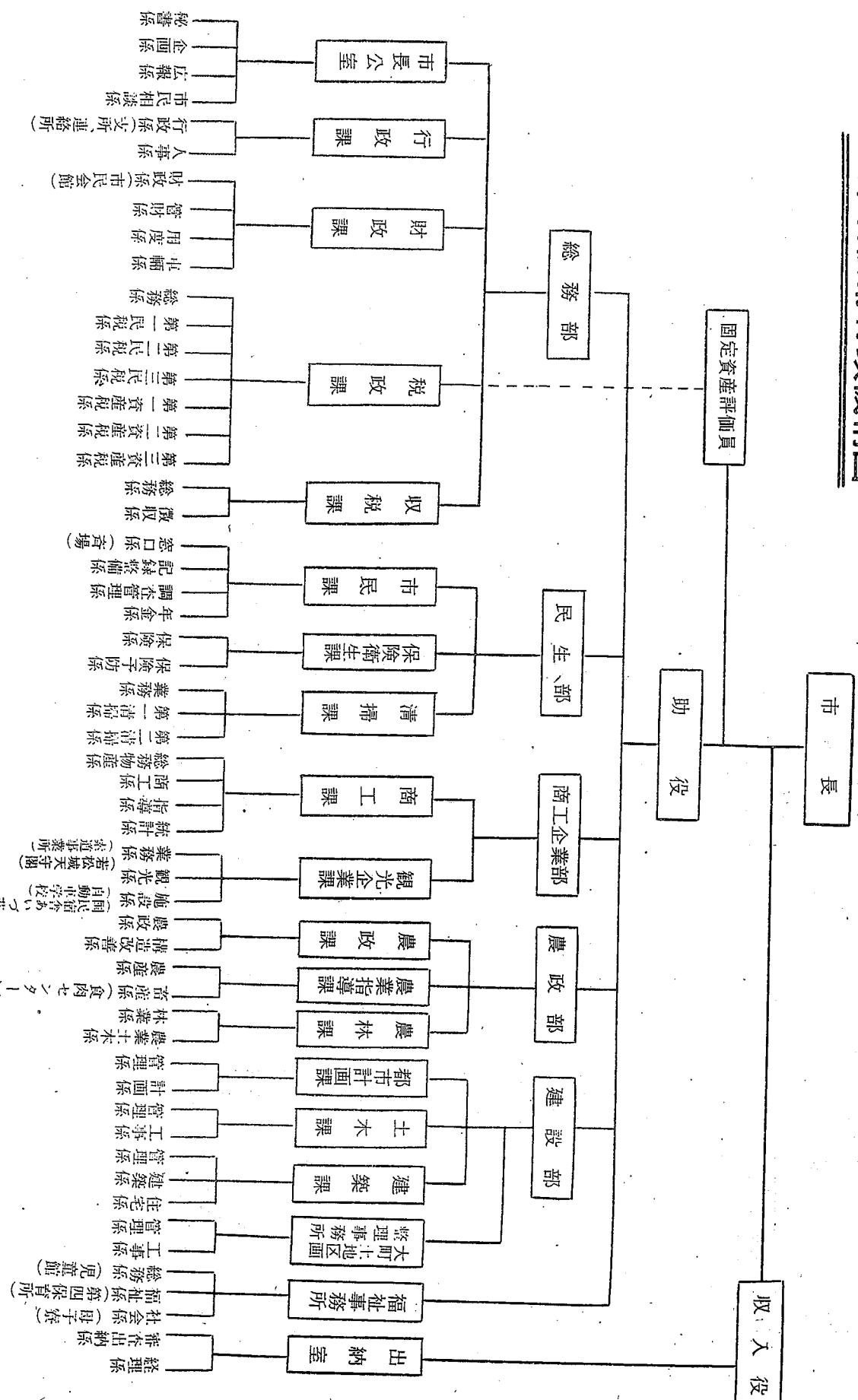
会津若松市行政機構

第3種郵便物認可

(5)

43° 12° 3

会津若松市政だより



(注) 水道・電気・市営業などは
從来通りです。

3階

2階

1階

序舎各部課配置図

